

現在お持ちの国民健康保険の保険証の有効期限は7月31日(木)までです。

8月1日(金)以降は「マイナ保険証^{※1}」または「資格確認書」で医療機関・薬局を受診してください。

現在交付済みの資格確認書についても、有効期限は7月31日(木)までとなっていますので、8月1日(金)から使用できる新しい資格確認書を送付します。

※1 マイナ保険証…保険証の利用登録をしたマイナナンバーカードのことです。

◎送付方法

世帯主宛に送付します。新たに保険証の発行は行いません。

●マイナ保険証をお持ちの人：資格情報のお知らせ（普通郵便）

●マイナ保険証をお持ちでない人：資格確認書（簡易書留郵便）

※国民健康保険加入者のマイナ保険証の保有状況に応じて、世帯に「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」の2通を送付する場合があります。

※保険料の未納が一定期間以上ある人は個別にお知らせします。

◎送付時期 7月中旬

■「限度額適用認定証」「特定疾病療養受療証」をお持ちの人

●マイナ保険証をお持ちの人：新たな証の発行は行いません。マイナ保険証を医療機関へ提示することで、自己負担額を限度額に抑えることができます。

●マイナ保険証をお持ちでない人：新たな証が必要な人は、更新手続きが必要です。

※長期(91日以上)入院に該当する人については手続きが必要です。

※現在の証をお持ちの人へは、個別に通知を発送します。

国民健康保険年金課

国民健康保険の被保険者番号(記号・番号)が変わります。

8月1日(金)から国民健康保険の被保険者番号(記号・番号)が変わります。7月中旬に送付する「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」に変更後の番号を記載しています。

■自立支援医療受給者証をお持ちの人

国民健康保険の被保険者番号の変更に伴い、以下の受給者証をお持ちの人には、新しい受給者証を送付します。変更に係る手続きは必要ありません。

◎発送時期

●自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療)：7月中旬に発送

●自立支援医療受給者証(精神通院)：8月以降に発送

◎注意事項

医療機関等の受診の際は、必ず新しい受給者証をご提示してください。国民健康保険以外の健康保険に加入している人に変更はありません。

■福祉医療受給者証(重度心身障害者医療・乳幼児医療・子ども医療・ひとり親家庭医療)をお持ちの人

変更に係る手続きは必要ありません。

国民健康保険年金課・更生医療・育成医療・精神通院・重度心身障害者医療について：障害福祉課
乳幼児医療・子ども医療・ひとり親家庭医療について：子育て支援課